

田辺周辺広域市町村圏組合職員の育児休業等に関する条例

制定 平成4年4月1日 条例第2号

改正 平成17年5月1日 条例第3号

第1条 この条例は、田辺周辺広域市町村圏組合職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 組合職員の育児休業等については、田辺市職員の育児休業等に関する条例（平成17年田辺市条例第35号）の規定を準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年5月1日条例第3号）

この条例は、平成17年5月1日から施行する。